

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長 メートル	指定道路の幅員 メートル
令和5年8月25日	草津市西草津一丁目字下中ノ町1443番23	24.40m	6.0m

(令和5年8月25日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年8月28日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市穴村町307番地 吉田 悦造	草津市穴村町字北野303番1 外1筆	293.21㎡	R5.8.28	1690

(令和5年8月28日揭示済み)

公 告

令和5年度草津市教育委員候補者の公募について
令和5年度草津市教育委員候補者の公募を次のとおり行う。

令和5年8月30日

草津市長 橋 川 渉

1 目的

少子高齢化の進行、国際化や情報化の著しい急速な進展、ライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化など社会情勢の変化に伴い、本市の教育行政が担う役割も増大してきており、草津市教育振興基本計画（第3期）の基本理念である「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を図るため「子どもの生きる力を育む」「学校の教育力を高め

る」「社会全体で学びを進める」「歴史と文化を守り育てる」の4つの基本方向のもとに、より質の高い、充実した教育を進めるために、これまでの既成観念にとらわれることなく、豊かで高い識見や柔軟な発想を持つ人材を幅広く募り、本市教育行政の更なる充実と教育委員会の活性化を図ります。

2 教育委員の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定されている教育委員に関する規定事項の概要は次のとおりです。

- 教育委員会は、教育長および4人の委員をもって組織する。（法第3条）
- 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に

関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。(法第4条第2項)

- 委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が、同一の政党に属していないこと。(法第4条第4項)
- 委員の任命は、年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮すること。
(法第4条第5項)
- 委員のうちに保護者選出の委員を含めること。
(法第4条第5項)
- 委員の任期は4年とする。(法第5条)
- 議員、市長、執行機関としての委員会委員、常勤職員、再任用職員との兼職を禁止する。(法第6条)
(なお、市教育委員会に関する請負の兼業も禁止される。(地方自治法180条の5第6項))

3 教育委員の主な職務

- ・ 定例(月1回)および臨時(年2～3回程度)の教育委員会会議や各種会議への出席および議案等の審議、決定
- ・ 教育行政に関する研究、研鑽、情報収集等
- ・ 学校等施設の視察による現状把握
- ・ 入学式、卒業式や周年行事等各種式典、行事への出席

4 応募の方法等

- (1) 募集人員 教育委員会委員候補者 1人
- (2) 任 期 令和5年12月25日から令和9年12月24日まで
- (3) 応募資格 応募の資格は、法に規定される要件の他、次のすべてに該当する者
 - ア 令和5年8月30日現在において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条(選挙権及び被選挙権を有しない者)または第11条の2(被選挙権を有しない者)にあたらないこと。(日本国民で、年齢が満25歳以上であること。)また、下記いずれかの保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)であること。
 - 小学校就学前の子どもを養育している保護者
 - 小学校に通う児童、もしくは中学校に通う生徒の保護者
 - イ 令和5年8月30日現在において、引き続き5年以上草津市内に住所を有している保護者または引き続き5年以上草津市内で勤務をしている保護者であること。

ウ 人格が高潔で、教育、学術および文化に識見を有すること。

エ 次のいずれにも該当しない者であること。

- 破産者で復権を得ない者
- 禁こ以上の刑に処せられた者

(4) 応募期限

令和5年9月29日(金)まで(郵送の場合は当日消印有効)

(5) 応募申込書の請求

ア 草津市役所総合政策部職員課(7階)で配付します。

応募申込に関する書類は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで、職員課において配付します。

イ 草津市のホームページに「公募要項」、「応募申込書」を掲載していますので、各自入手(ダウンロード)可能です。

ウ 郵便で請求できます。

郵送希望の場合は、封筒の表に「教育委員公募申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号封筒「33×24cm」に120円切手を貼り、宛先を明記したものを同封してください。

(6) 応募申込書の提出

所定の申込書に必要事項を記載し、添付書類として次の2点を申込書と併せて職員課まで持参または郵送してください。

【添付書類】

- ・ 別紙 応募の動機/教育方針についての考え(草津市教育振興基本計画(第3期)について)

「草津市教育振興基本計画」は、草津市ホームページより閲覧・ダウンロードできます。

(トップページ/市政情報/政策・計画/市の計画/教育・文化・スポーツ/「草津市教育振興基本計画(第3期)」を策定しました)

- ・ 議題論文【「社会全体で学びを進める」ための保護者の役割について】

1,500字程度(様式自由)で作成してください。

※課題論文は、原本(紙)のほかに電子データ(CD等)も添付ください。

5 選考方法

- (1) 第一次選考 応募申込書および課題論文による書類選考
- (2) 第二次選考 個別面接による選考

6 選考結果の発表

- (1) 第一次選考結果発表 募集締切後、1ヶ月程度

で発表します。応募者全員に結果を郵便で通知します。

- (2) 第二次選考結果発表 第二次選考の後、1ヶ月程度で発表します。全員に結果を郵便で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

7 教育委員の処遇

教育委員には、草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）に基づく報酬等が支給されます。

8 その他の留意事項

- (1) 第二次選考の合格者は、教育委員候補者となり、市議会の同意を得た後、教育委員として市長から任命されます。したがって、市議会の同意が得られない場合は、教育委員の任命を受けることができません。
- (2) 選考審査の結果、委員として適当と認められる者がいない場合は、委員候補を決定しないこともあります。
- (3) 提出いただいた応募申込書、課題論文等は、返却しません。
- (4) 応募や面接の際に要する通信費、交通費等の経費は、すべて応募者の自己負担とします。
- (5) 教育委員に任命された場合、議題論文や面接の内容を市のホームページに掲載します。

(令和5年8月30日揭示済み)

公 告

草津農業振興地域整備計画変更案の縦覧について
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、草津農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

草津市に住所を有する者は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する農業振興地域整備計画の変更案について、草津市に対して意見書を提出することができる。

草津市は、意見書が提出された場合、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により意見書の要旨および当該意見書の処理の結果を公告する。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に

係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に草津市に書面にてこれを申し出ることができる。

令和5年8月31日

草津市長 橋川 渉

- 1 変更する農業振興地域整備計画の名称
草津農業振興地域整備計画
- 2 変更する理由
経済事情の変動その他情勢の推移
- 3 縦覧期間
自 令和5年8月31日
至 令和5年9月30日
- 4 縦覧場所
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号
- 5 意見書の提出および異議の申出先
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号

(令和5年8月31日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第19号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年9月1日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和5年9月28日（木）午後2時30分
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和5年9月1日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第15号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録日および被登録資格決定の基準日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、次のとおり定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏 一

選挙人名簿の登録日 令和5年9月2日
被登録資格の決定基準日 令和5年9月2日（住所要件）
令和5年9月11日（年齢要件）

（令和5年8月18日揭示済み）

草選委告示第16号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することを定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏 一

登録の移替えを延期する期間
令和5年8月24日から草津市議会議員一般選挙の期日まで

（令和5年8月18日揭示済み）

草選委告示第17号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙における各投票区投票所を次の場所に設ける。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏 一

各投票区投票所 別紙のとおり

投票所一覧

投票区	投票所施設名	投票所施設所在地
第1投票区	草津市立志津南まちづくりセンター	若草五丁目10番地
第2投票区	草津市立志津小学校体育館	青地町827番地
第3投票区	草津市立志津まちづくりセンター	青地町561番地
第4投票区	追分町会館	追分五丁目6番5号
第5投票区	渋川中町会館	渋川一丁目7番14号
第6投票区	草津市立渋川まちづくりセンター	西渋川二丁目9番38号
第7投票区	草津市立大路まちづくりセンター	大路二丁目9番11号
第8投票区	西大路第三町内会集会所	西大路町6番27号1
第9投票区	砂原会館	東草津一丁目4番20号
第10投票区	草津市立草津まちづくりセンター	草津一丁目4番33号
第11投票区	草津市立西一会館	草津町1446番地1
第12投票区	旧込田会館	草津三丁目13番81号
第13投票区	矢倉町会館	矢倉二丁目1番7号
第14投票区	草津市立矢倉まちづくりセンター	東矢倉二丁目13番6号
第15投票区	野路コミュニティセンター	野路七丁目1番18号
第16投票区	桜ヶ丘会館	桜ヶ丘四丁目3番4号
第17投票区	草津市立老上小学校体育館	野路町517番地
第18投票区	草津市立南笠東小学校体育館	南笠東四丁目4番1号

投票区	投票所施設名	投票所施設所在地
第19投票区	南笠公民館	南笠町1217番地 1
第20投票区	草津市立橋岡会館	橋岡町71番地
第21投票区	矢橋総合会館	矢橋町1199番地 1
第22投票区	龍宮神社社務所	新浜町50番地
第23投票区	草津市立新田会館	木川町898番地 3
第24投票区	出屋敷会館	木川町833番地 1
第25投票区	野路小林町自治会館	野路二丁目13番 2号
第26投票区	木川町農業会館	木川町517番地
第27投票区	草津市立山田まちづくりセンター	南山田町678番地
第28投票区	北山田会館	北山田町787番地
第29投票区	南山田会館	南山田町776番地
第30投票区	野村会館	野村五丁目26番20号
第31投票区	草津市立笠縫まちづくりセンター	上笠一丁目 6番 3号
第32投票区	草津市立笠縫東小学校正面玄関内	平井三丁目 8番 1号
第33投票区	駒井沢町公民館	駒井沢町317番地 1
第34投票区	下笠会館	下笠町3007番地 2
第35投票区	草津市立常盤東総合センター	芦浦町319番地 1
第36投票区	下物会館	下物町113番地 1
第37投票区	草津市立常盤まちづくりセンター	志那中町111番地 1
第38投票区	吉田町会議所	志那町2620番地

(令和5年8月18日掲示済み)

草選委告示第18号

令和5年9月10日執行の草津市議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定に基づき、告示する。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

投票管理者およびその職務を代理すべき者

別紙のとおり（略）

(令和5年8月18日掲示済み)

草選委告示第19号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙における期日前投票所を次の場所に設ける。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

- 1 草津市役所2階 特大会議室
草津市草津三丁目13番30号
9月4日（月）から9月9日（土）まで 午前8時30分から午後8時まで
- 2 草津市立市民交流プラザ ロビー
草津市野路一丁目15番5号
9月4日（月）から9月9日（土）まで 午前10時から午後8時まで
- 3 エイスクエア SARA北館 1階
草津市西渋川一丁目18番38号 9月4日（月）から9月9日（土）まで 午前10時から午後8時まで
- 4 イオンモール草津 モール棟 2階
草津市新浜町300番地
9月4日（月）から9月9日（土）まで 午前10時から午後8時まで
- 5 立命館大学びわこ・くさつキャンパス セントラルアーク
草津市野路東一丁目 1番 1号
9月7日（木）から9月8日（金）まで 午前10時から午後6時まで

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第20号

令和5年9月10日執行の草津市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第25条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

期日前投票所の投票管理者および職務を行うべき日
別紙のとおり(略)

期日前投票所の投票管理者職務代理者およびその代理として職務を行うべき日
別紙のとおり(略)

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第21号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

投票用紙の様式 別紙のとおり

投票用紙の様式

片 面 印 刷

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	令和五年執行 草津市議会議員一般選挙投票 草津市選挙管理委員会印
----------------------------------	---	--

- 備考 1 用紙の規格は、縦12.8センチメートル、横8センチメートルで、紙質は、テラック投票用紙B Pコート110同等品とする。
 2 用紙の色は、白色で、文字はすべて黒色インクで印刷する。
 3 選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
 4 納品形態は、100枚単位で色紙で仕切り、1,000枚単位でビニール梱包すること。
 5 枚数は、120,000枚とする。
 6 候補者氏名記入欄の罫線は、全て0.5mm以上とすること。

点字投票用紙の様式

片 面 印 刷

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	点字投票 令和五年執行 草津市議会議員一般選挙投票 草津市選挙管理委員会印
----------------------------------	---	--

- 備考 1 用紙の規格は、縦12.8センチメートル、横8センチメートルで、紙質は、上質紙135キログラムとする。
 2 用紙の色は、白色で、文字はすべて黒色インクで印刷する。
 3 選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
 4 納品形態は、50枚単位で色紙で仕切り、ビニール梱包すること。
 5 枚数は、200枚とする。
 6 候補者氏名記入欄の罫線は、全て0.5mm以上とすること。

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第22号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙において用いる不在者投票用封筒の様式を次のとおり定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏 一

不在者投票用封筒の様式 別紙のとおり

不在者投票用封筒の様式

裏

投票年月日 令和 年 月 日
投票場所
不在者投票管理者
立会人

表

令和5年執行
草津市議会議員一般選挙
不在者投票
(外封筒)

草津市選挙管理委員会之印

投票者
(代理記載人)

注意 一 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。
二 代理記載人欄は、代理投票の仮投票の場合のみ記入してください。

投票区	
町(字)名	
名簿登録番号	
48条の2 1項 該当	

- 備考 1 封筒の規格は、縦17センチメートル、横9センチメートルとする。
2 封筒の色は、白色で、黒色で印刷する。
3 選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
4 のりつき (アドヘア)

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第23号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙において用いる郵便等による不在者投票用封筒の様式を次のとおり定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏 一

不在者投票用封筒の様式 別紙のとおり

郵便等による不在者投票用封筒の様式

裏

草津市選挙管理委員会之印

表

令和5年執行
草津市議会議員一般選挙
郵便等による不在者投票
(外封筒)

投票記載年月日 令和 年 月 日
投票記載場所 滋賀県 市郡 町 番地
右の年月日および場所において自ら投票の記載をいたしました。

投票者

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区	
町(字)名	
名簿登録番号	
49条2項該当	

- 備考 1 封筒の規格は、縦17センチメートル、横9センチメートルとする。
2 封筒の色は、白色で、黒色で印刷する。
3 選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
4 のりつき (アドヘア)

郵便等による不在者投票用封筒 (代理記載人用) の様式

裏

草津市選挙管理委員会之印

表

令和5年執行
草津市議会議員一般選挙
郵便等による不在者投票
(外封筒)

投票記載年月日 令和 年 月 日
投票記載場所 滋賀県 市郡 町 番地
右の年月日および場所において次の代理記載人をして投票の記載をさせました。

代理記載人 投票者

注意 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。
また、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず自分で書いてください。

投票区	
町(字)名	
名簿登録番号	
49条	2項 該当
	3項

- 備考 1 封筒の規格は、縦17センチメートル、横9センチメートルとする。
2 封筒の色は、白色で、黒色で印刷する。
3 選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
4 のりつき (アドヘア)

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第24号

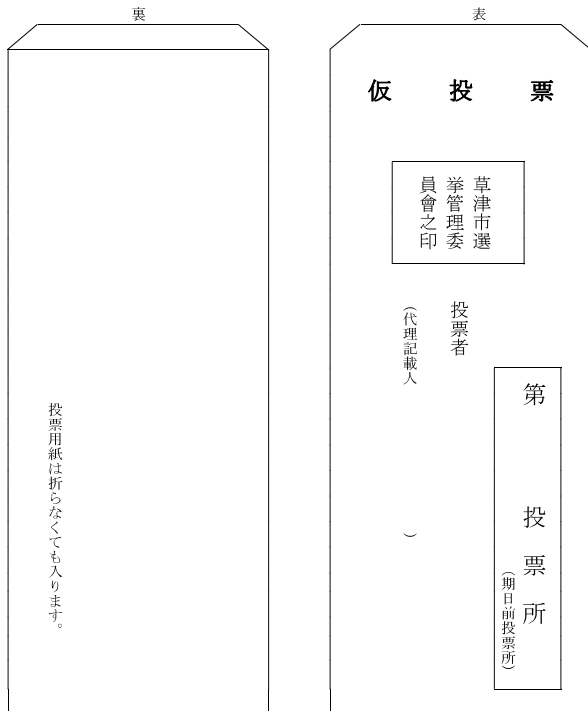
令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙において用いる仮投票用封筒の様式を次のとおり定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

仮投票用封筒の様式 別紙のとおり

仮投票用封筒の様式



- 備考
- 1 封筒の規格は、縦17センチメートル、横9センチメートルとする。
 - 2 封筒の色は、白色で、黒色で印刷する。
 - 3 選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
 - 4 のりつき (アドヘア)

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第25号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による不在者投票について、投票用紙および不在者投票用封筒を交付する場所を次のとおり定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

交付場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所 2階 特大会議室

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第26号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第59条の4第4項の規定による投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日は、次のとおりとする。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日

当該選挙の告示日の2日前

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第27号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法を次のとおり定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会

委員長 馬場 敏一

掲示区画の数 37区画

くじの日時 令和5年9月3日 午後5時30分

(令和5年8月18日掲示済み)

くじの場所 草津市役所 4階行政委員会室

くじの方法 (1) 立候補届出受理順に本くじを引く順序
のくじを行う。

(2) (1)で決まった順序により本くじを行う。

(令和5年8月18日掲示済み)

草選委告示第30号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙
において、草津市選挙ポスター掲示場設置条例（昭和58
年草津市条例第2号）第1条の規定により設置するポ
スター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143
条第1項第5号のポスターを掲示することができる日を
次のとおり定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会

委員長 馬場 敏一

草選委告示第28号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙
における各投票区投票所の氏名等の掲示ならびに期日前
投票所および不在者投票所の氏名等の掲示の掲載順序を
決定するためのくじの日時、場所および方法を次のと
り定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会

委員長 馬場 敏一

ポスターを掲示することができる日

令和5年9月3日（ただし、公職選挙法第86条の4に
よる候補者届の受理後とする。）

(令和5年8月18日掲示済み)

くじの日時 令和5年9月3日 午後5時45分

くじの場所 草津市役所 4階行政委員会室

くじの方法 (1) 立候補届出受理順に本くじを引く順序
のくじを行う。

(2) (1)で決まった順序により本くじを行う。

(令和5年8月18日掲示済み)

草選委告示第31号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙
におけるポスター掲示場の設置する場所を別紙のとおり
定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会

委員長 馬場 敏一

草選委告示第29号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙
における草津市選挙ポスター掲示場設置条例（昭和58年
草津市条例第2号）第1条の規定により設置するポ
スター掲示場の掲示区画の数を次のとおり定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会

委員長 馬場 敏一

ポスター掲示場の設置場所 別紙のとおり（略）

(令和5年8月18日掲示済み)

草選委告示第32号

令和5年9月10日執行の草津市議会議員一般選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第33号

令和5年9月10日執行の草津市議会議員一般選挙における選挙会の日時および場所を次のとおり定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

日 時 令和5年9月10日 午後9時15分
場 所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所 2階特大会議室

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第34号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定に基づき告示する。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

選挙長

草津市御倉町584番地3
馬場敏一

選挙長の職務を代理すべき者

草津市西矢倉三丁目5番3号

中島直樹

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第35号

令和5年9月10日執行予定の草津市議会議員一般選挙における選挙長の公印を次のとおり定める。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

選挙長の公印



(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第36号

草津市議会議員の任期満了に伴う選挙は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、次のとおり行う。

令和5年8月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

選挙の期日 令和5年9月10日

(令和5年8月18日揭示済み)

草選委告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年9月1日現在において、次のとおりである。

令和5年9月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏 一

50分の1の数	2,242人
6分の1の数	18,684人
3分の1の数	37,367人

(令和5年9月1日掲示済み)

選挙管理委員会公告

公告第3号

令和5年9月10日執行の草津市議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第1項の規定による個人演説会等の施設の設備程度を次のとおり定める。

令和5年8月18日

- 草津市長
- 草津市教育長
- 草津幼稚園長
- 信愛幼稚園長
- 若竹幼稚園長
- 光泉カトリック幼稚園長
- 認定こども園草津カトリック幼稚園長
- 認定こども園みのり園長
- すぎのこども園長
- あゆみこども園長
- 洪川あゆみこども園長
- さくら坂こども園長

- くさつ優愛保育園モンチ園長
- さくらがおかこども園長
- さくら坂東こども園長
- たちばな大路こども園長
- あさひこども園長
- 志津保育園長
- くるみこども園長
- 緑波くるみこども園長
- 若草くるみこども園長
- ののみちこども園長
- さくら坂南こども園長
- TAMランド野路こども園長
- 光泉カトリック中・高等学校長
- 滋賀県立草津高等学校長
- 滋賀県立草津東高等学校長
- 滋賀県立湖南農業高等学校長
- 滋賀県立玉川高等学校長
- 綾羽高等学校長
- 滋賀県立草津養護学校長
- 市営住宅笠縫団地集会所管理者
- 市営住宅矢倉団地集会所管理者
- 市営住宅玄甫団地集会所管理者
- 市営住宅常盤団地集会所管理者

個人演説会等の施設の設備程度 別紙のとおり

令和5年8月18日現在

	施 設 の 名 称	種 別	面 積 ㎡	施 設 (設 備 を 含 む 。) の 程 度									
				演 壇			聴 衆 席			弁 士 控 室			
				演 台	椅 子	水 差	照 明	椅 子	敷 物	照 明	机	椅 子	茶 器
1	草津市立笠縫東こども園	遊戯室	168	1	1	—	32W×2 40W×48 60W×24	35	—	40W×20	1	5	1
2	草津市立志津こども園	遊戯室	112	1	1	1	40W×18	—	若干	40W×5	1	5	1
3	草津市立山田こども園	遊戯室	141	1	1	1	40W×24	—	若干	40W×3	1	5	1
4	草津市立玉川こども園	遊戯室	112	1	1	1	40W×36	—	—	40W×1	1	5	1
5	草津市立常盤こども園	遊戯室	120	1	1	1	40W×9	—	若干	40W×4	1	5	1
6	草津市立老上こども園	遊戯室	131	1	1	1	40W×9	—	若干	40W×8	1	5	1
7	草津市立笠縫こども園	遊戯室	135	1	1	1	40W×18	—	若干	40W×18	1	5	1
8	草津市立矢倉こども園	遊戯室	112	1	1	—	40W×18	—	—	40W×16	1	5	1
9	草津市立草津中央おひさまこども園	遊戯室	114	1	1	1	110W×6 40W×6	—	—	40W×12	1	5	1
10	草津市立矢橋ふたばこども園	遊戯室	137	1	1	—	19.9W×20 16.5W×8	50	—	—	—	10	1
11	草津幼稚園	遊戯室	83	1	1	1	40W×8	—	若干	40W×5	1	5	1
12	信愛幼稚園	普通教室	82	1	1	1	100W×3	—	若干	40W×1	1	5	1
13	若竹幼稚園	遊戯室	128	1	1	1	80W×12	—	若干	40W×1	1	5	1
14	光泉カトリック幼稚園	遊戯室	159	1	—	—	照明灯	—	—	—	1	4	1

15	認定こども園草津カトリック幼稚園	普通教室	41	1	-	-	40W×6	-	若干	40W×6	1	5	1
16	認定こども園みのり	ホール	108	1	-	-	白熱灯×15	30	-	-	1	1	-
17	すぎのこども園	子育て支援室	80	-	-	-	40W×16	-	-	40W×6	-	-	-
18	あゆみこども園	遊戯室	132	1	1	-	32W×36	50	-	32W×2	1	5	1
19	洪川あゆみこども園	ホール	146	1	1	-	32W×27	75	-	32W×9	11	75	1
20	さくら坂こども園	ホール	140	1	20	-	23W×18	15	-	-	2	6	1
21	くさつ優愛保育園モンチ	ホール(遊戯室)	158	-	1	-	32W×4	50	-	-	1	5	-
22	さくらがおかこども園	遊戯室	204	1	1	-	LED×27	85	-	LED12A×9	10	85	1
23	さくら坂東こども園	ホール	90	1	20	-	45W×16	10	-	-	2	6	1
24	たちばな大路こども園	ホール	139	1	-	1	300W×10	50	-	60W×8	4	10	1
25	あさひこども園	遊戯室	115	1	3	-	32W×11 22W×4	30	-	-	-	-	-
26	志津保育園	普通教室	102	-	-	-	64W×12	-	-	64W×6	-	-	-
27	くるみこども園	ホール	150	1	-	-	照明灯	15	-	-	-	-	-
28	緑波くるみこども園	遊戯室	199	1	-	1	94W×20 40W×16	20	-	-	-	-	-
29	若草くるみこども園	ホール(遊戯室)	116	-	2	-	40W×24	-	-	-	1	1	10
30	ののみちこども園	多目的ホール	46	1	1	-	32W×12	29	-	32W×2	1	4	1

31	さくら坂南こども園	ホール (遊戯室)	7 7	1	—	—	63W×16	28	—	32W×6	3	—	—
32	TAMランド野路こども園	遊戯室	1 4 1	1	—	—	蛍光灯×60	25	—	—	—	—	—
33	草津市立志津小学校	体育館	6 6 0	1	1	—	400W×12 270W×12	100	若干	40W×6	1	5	—
34	草津市立志津南小学校	体育館	6 6 0	1	1	1	400W×12 270W×12	300	—	40W×6	1	5	1
35	草津市立草津小学校	体育館	9 8 5	1	1	—	400W×24	200	—	—	—	—	—
36	草津市立草津第二小学校	体育館	7 9 2	1	1	1	110W×56	200	—	40W×20	1	5	1
37	草津市立渋川小学校	体育館	1 1 7 4	1	1	—	400W×12 270W×12	500	30	32W×2	—	—	—
38	草津市立矢倉小学校	体育館	9 9 8	1	1	—	110W×56	50	—	40W×4	1	5	1
39	草津市立老上小学校	体育館	9 8 5	1	1	—	400W×24 110W×16	300	若干	40W×4	1	5	—
40	草津市立老上西小学校	体育館	1 4 2 6	1	—	—	LED×32	500	13	—	—	—	—
41	草津市立玉川小学校	体育館	6 6 0	1	1	—	110W×48	170	—	—	1	5	1
42	草津市立南笠東小学校	体育館	6 6 0	1	1	—	400W×12 270W×12	500	—	40W×6	1	5	—
43	草津市立山田小学校	体育館	7 0 0	1	1	1	110W×83	200	若干	40W×2	1	5	—
44	草津市立笠縫小学校	体育館	9 8 5	1	1	—	400W×24 110W×16	200	10	—	—	—	—
45	草津市立笠縫東小学校	体育館	9 7 4	1	1	—	110W×56	180	—	40W×4	—	—	—
46	草津市立常盤小学校	体育館	6 7 5	1	1	1	110W×48	400	—	—	—	—	—